

一般財団法人 岐阜県老人クラブ連合会表彰規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 老人クラブの育成発展に功績のあった者又は団体に対し、一般財団法人岐阜県老人クラブ連合会（以下「県老連」という。）会長が表彰又は感謝の意を表しようとするときは、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 連合会とは、郡老人クラブ連合会（以下「郡老連」という。）、市町村老人クラブ連合会（以下「市町村老連」という。）のほか、小学校区などを単位として複数の単位老人クラブ（以下「単老」という。）を傘下にもつ団体をいう。
- 二 県老連の役員とは、理事、評議員及び監事の職の者をいう。
- 三 連合会役員とは、理事、監事、評議員、部長、書記、会計及び顧問の職並びにこれらに相当する職の者をいう。
- 四 同好会とは、市町村老連又は単老が結成する活動団体をいう。

(年数の計算)

第3条 在職年数の計算にあつては、当該年度内に所定の年数に達するものについては、既に年数の要件を満たしたものとみなす。

第2章 表 彰

(表彰の対象)

第4条 県老連会長の表彰は、次の各号に定めるものについて表彰状を授与して行う。

- 一 老人クラブ育成功労表彰
 - 二 優良老人クラブ表彰
 - 三 優良特定事業表彰
- 2 前項に規定する表彰のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、表彰の対象から除外する。
- 一 過去に県老連会長から前項第一号に規定する表彰を受けた者
 - 二 過去に県老連会長から前項第二号に規定する表彰を受けた団体で、その受賞後10年以上経過していない団体
 - 三 老人クラブの功績の故をもって厚生労働大臣表彰又は全国老人クラブ連合会会長表彰を受けた者及び団体

(老人クラブ育成功労表彰の資格)

第5条 老人クラブ育成功労表彰に該当する者の資格は、既往において市町村老連会長、又は市町村長若しくは市町村社会福祉協議会長から老人クラブについての功績顕著の故をもって表彰された者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 県老連の役員、連合会の会長又は副会長、及び単老の会長の職を通じて4年以

- 上の在職年数を有する者。なお、それぞれの団体の在職期間は合算できない。
- 二 連合会の役員として5年以上の在職年を有する者。なお、異なる役員期間は通算できるものとする。
 - 三 その他、県老連会長が特に功績顕著と認める者。
- 2 前項第一号及び第二号で規定する在職年数の計算については、在職期間が中断されている場合は在職期間を通算する。

(優良老人クラブ表彰の資格)

- 第6条 設立5年以上の単老又は同好会であって、その活動が優秀で他の範とするに足と認められ、既往において市町村老連会長、又は市町村長若しくは市町村社会福祉協議会長から老人クラブについての功績顕著の故をもって表彰された団体。
- 2 前項により過去に表彰を受けた団体において、その受賞後10年以上経過した場合は、再表彰することができる。
 - 3 その他、活動内容について県老連会長が特に必要と認めるもの。

(優良特定事業表彰の資格)

- 第7条 連合会、単老及び同好会が実施する活動であって、その取り組み内容や創意工夫が評価できると認められる団体。
- 2 表彰に必要な事項は、県老連会長が別に定める。

第3章 感謝

(感謝の対象)

- 第8条 県老連会長が感謝の意を表するものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- 一 連合会の会長又は副会長、及び単老の会長の職を通じて3年以上の在職年数を有する退任者。なお、それぞれの団体の在職期間は合算できない。
 - 二 県老連及び連合会の役員として3年以上の在職年を有する退任者。なお、それぞれの場合にあつて異なる役員期間は、通算できるものとする。
 - 三 その他、県老連会長が特に必要と認める推奨すべき内容である者又は団体。
- 2 前項第一号及び第二号で規定する在職年数の計算にあたっては、在職期間が中断されている場合は在職期間を通算する。

(感謝の方法)

- 第9条 感謝は、県老連会長名で感謝状を該当するものに贈呈して、これを行う。

第4章 手続

(候補者の推薦)

- 第10条 郡老連及び市町村老連会長は、この規程に定める表彰及び感謝に該当する個人又は団体を候補者として県老連会長に推薦することができる。ただし、退任者の推薦にあつては、退任後3年以内の者に限る。
- 2 県老連会長は、前項の規定にかかわらず、その候補者を推薦することができる。

(提出書類)

第11条 前条第一項の規定による候補者の推薦は、次に掲げる書類の提出により行うものとする。

- 一 表彰等の推薦について（別記様式1号）
- 二 老人クラブ育成功労表彰推薦調書（別記様式2号）
- 三 優良老人クラブ表彰推薦調書（別記様式3号）
- 四 優良特定事業表彰推薦調書（別記様式4号）
- 五 感謝状推薦調書（別記様式5号）

(審査と決定)

第12条 表彰及び感謝の審査・決定は、県老連正副会長会議において行う。

(表彰及び感謝の時期)

第13条 この規程による表彰及び感謝は、毎年開催される飛水クラブぎふ大会において行う。

第5章 その他

(知事感謝状の申請)

第14条 県老連の副会長以上の職に2年以上あった者が退任したときは、岐阜県知事による感謝状の授与を申請するものとする。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する（令和6年3月26日制定）。
- 2 岐阜県老人クラブ連合会表彰要綱（昭和38年4月1日）は、廃止する。
- 3 廃止前の岐阜県老人クラブ連合会表彰要綱により行った表彰及び感謝は、この規程により行ったものとみなす。

(別記様式1号)

令和 年 月 日

飛水クラブぎふ会長 様

〇〇老人クラブ連合会 会長
(公印省略)

表彰等の推薦について

このことについて、下記のとおり推薦します。

記

◎ 個人	名
表彰	名
感謝	名
◎ 団体	団体
優良クラブ表彰	団体
優良特定事業表彰	団体
仲間づくり活動	団体
健康づくり活動	団体
ボランティア活動	団体
その他の活動	団体

担当者	
電話	

(別記様式2号)

老人クラブ育成功労表彰推薦調書

(令和 年 月 日)

ふりがな		性別		
氏名		男・女	生年月日	昭 年 月 日 (歳)
現住所				
団体歴 (老人クラブ関係のみ記入)				
団体名	役職名	在職期間		在職年月数
		自 年 月 日	年 月	
		至 年 月 日		
		自 年 月 日	年 月	
		至 年 月 日		
		自 年 月 日	年 月	
		至 年 月 日		
		自 年 月 日	年 月	
		至 年 月 日		
功績の概要 (主要なものから簡条書)				
受賞歴 (老連関係)				

○郡・市町村老連会長の意見

老連名 会長名

(別記様式3号)

優良老人クラブ表彰推薦調書

(令和 年 月 日)

ふりがな		設 立 年月日	年 月 日
団体名			
所在地			
代表者		会員数	名
団体の沿革			
功績の概要 (主要なものから簡条書)			
受賞歴 (老連関係)			

○郡・市町村老連会長の意見

老連名 会長名

(別記様式4号)

優良特定事業表彰推薦調書
[仲間づくり・健康づくり・ボランティア・その他]

(令和 年 月 日)

ふりがな		設 立 年月日	年 月 日
団体名			
所在地			
代表者		会員数	名
団体の 沿 革			
特定事業 の取組み 経 過 と 成 果 (簡潔に)			

○郡・市町村老連会長の意見

老連名 会長名

(別記様式5号)

感謝状推薦調書

(令和 年 月 日)

ふりがな		性別		
氏名		男・女	生年月日	昭 年 月 日 (歳)
現住所				
団体歴 (老人クラブ関係のみ記入)				
団体名	役職名	在職期間		在職年月数
		自 年 月 日	年 月	
		至 年 月 日		
		自 年 月 日	年 月	
		至 年 月 日		
		自 年 月 日	年 月	
		至 年 月 日		
		自 年 月 日	年 月	
		至 年 月 日		
		自 年 月 日	年 月	
		至 年 月 日		
功績の概要 (主要なものから簡条書)				
受賞歴 (老連関係)				

○郡・市町村老連会長の意見

老連名 会長名

【記載例】

◇優良老人クラブ表彰

功績の概要 (主要なものから簡潔に)	<p>◎クラブ活動状況として、仲間づくり、健康づくり、ボランティア、その他 の4分野に分けて必ず掲載すること。 ★ 市町村老連主催事業への参加活動は記載不要</p>
	<p>1 仲間づくり活動</p> <ul style="list-style-type: none">・ H25 年より加入促進強化月間の設定（毎年度 12～2 月）・ 70 歳未満加入者を対象にした全会員分担制による訪問勧誘・ H30 年より未加入者参加型クラブ活動の展開・ R2 年より自治会との連携強化（訪問勧誘の自治会長同行） <p>2 健康づくり活動</p> <ul style="list-style-type: none">・ グラウンドゴルフ：毎週月～木曜日午前中に下奈良グラウンドで実施、参加者は毎回 10 名程度・ H28 年ペタンク同好会の発足：毎週金曜日午前中下奈良グラウンドで実施、参加者は毎回 20 名程度・ 健康講話：毎年敬老の日に下奈良公民館で開催、前年講話は「薬とサプリメントについて」、参加者 25 名 <p>3 ボランティア活動</p> <ul style="list-style-type: none">・ 奉仕活動：年 6 回の公園や神社の清掃、参加者は毎回 20 名程度・ 施設訪問：毎年秋に管内特別養護老人ホームを訪問し民謡披露をと話し相手、参加者は毎年 10 名程度・ 花飾り活動：毎年 5 月に公園花壇に花苗植え、6～9 月に草引き、参加者は毎回 10 名程度 <p>4 その他の活動</p> <ul style="list-style-type: none">・ 世代間交流 園児を対象に休耕田を利用した稲作：会員 8 名が指導、園児参加は田植え・稲刈り時・おにぎり会の年 3 回・ 地域交流 藪田神社秋祭り時の出店：H25 年から出店、子どもを対象に昭和の遊びを実演、会員参加は約 10 名、来店者は約 15 名・ 高齢独居世帯訪問 H25 年から会長・友愛部長が 3 ヶ月に一度訪問、訪問対象世帯は 10 世帯・ 弁当配付 H30 年から毎年 11 月に、女性部が開催する料理教室で作った弁当を男性の高齢独居世帯と参加できなかった女性独居世帯へ配付、前年は 16 世帯に配付・ 伝統文化の伝承 江戸時代から続く和太鼓演奏を夏休みにを利用して児童と練習、会員参加者は約 10 名

◇優良特定事業表彰

特定事業 の取組み 経過と 成果	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f4a460; width: fit-content; margin: 0 auto;"> ★ 市町村老連主催事業への参加活動は記載不要 </div>
	<p>【仲間づくり活動の場合】</p> <p>○会員加入促進方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長はじめ全会員が分担して未加入者宅訪問 ・平成26年より加入促進月間を設定(12～3月) ・平成30年より自治会と連携した未加入者把握 <p>○会員増加の経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年4月1日の会員数＝53人 ・平成29年度中の退会者数＝6人 ・平成29年度中の入会者数＝11人 ・平成30年4月1日の会員数＝58人 <p>○主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康事業 ウランドゴルフ(週3回)、健康麻雀(週1回) ・ボランティア事業 公園清掃(年5回) ・その他事業 園児との餅つき(年1回)、地域見守り(週5回) <p>【健康づくり活動の場合】</p> <p>○経緯 コロナ禍で3密回避が重視されフレイル予防が唱われるようになったことを受け、会員の健康維持に向け令和3年からウォーキングを行うこととした。</p> <p>○内容 河川敷に整備された歩道を利用して、毎月第3水曜日の9時から体操の後に80歳以上は30分、80歳未満は45分を基本にスタート。</p> <p>○成果 当初参加者は毎回15名程度であったが今では25名程度となり、実施回数も毎水曜日となった。</p> <p>【ボランティア活動の場合】</p> <p>○経緯 子どもたちの憩いの場である下奈良公園が、近年では雑草が目立つようになり憩いの場でなくなりつつあった。そこで「地域は我々が守る」をモットーに令和3年度から公園の維持管理をクラブ活動として行っていくこととした。</p> <p>○内容 清掃：毎月偶数水曜日、毎回当番で会員3名が従事 草引き：偶数月の第2水曜日(夏場は毎月第2水曜日)、毎回約20名が参加</p> <p>○成果 土曜や日曜日には親子連れや児童の楽しむ姿が戻った。草引きについては、令和5年度より自治会及び子ども会も参加することとなった。</p>